



## 危険物安全週間実施のお知らせ

### 「 訓練で 確かな信頼 積み重ね 」

6月7日(日)から6月13日(土)までの1週間は危険物安全週間です。近年、石油類をはじめとする危険物は、事業所などにおいて幅広く利用されるとともに、国民生活に深く浸透し、その安全確保の重要性は益々増大しています。このため、事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることを目的としたものです。

では、『危険物』とはなんなののでしょうか？

消防法で定められているもので、一般的に次のような危険性を持った物品をいいます。

### 1.火災発生の危険性が大きい 2.火災拡大の危険性が大きい 3.消火の困難性が高い

私たちの身近なものでは、ガソリン・灯油・油性塗料などがあります。ガソリンや灯油はガソリンスタンドで購入することができ、取扱方法を誤ると思わぬ事故につながりますので、購入する際は下記のことには注意し安全な給油作業に心がけましょう。

1. 給油する際は必ずエンジンを止める。
2. 油種を確認する。  
自動車に適した油種を確認しましょう。
3. 静電気除去シートにタッチ。  
給油前に必ず「静電気除去シート」触れる事により、身体に溜まっている静電気を除去することができます。
4. 正しい操作で給油する。
5. 注ぎ足し給油をしない。  
満タンになると自動的に給油は停止します。この後に注ぎ足し給油をすると燃料が給油口からあふれることがあり、大変危険ですので絶対にやめましょう。
6. 給油口の閉め忘れに注意する。  
給油口を閉め忘れたまま走行すると給油口から燃料や蒸気が漏れ大変危険です。



ちなみに、ガソリンを携行缶で購入する皆さまへ重大なお知らせです。

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、消防法で

① 本人確認（運転免許証の提示など）

② 使用目的の確認

を行うとともに、販売記録を作成することが義務付けられています。

また、ガソリンを灯油用ポリ容器に入れることはできませんので専用の容器に給油しましょう。その際、容器への詰替えはガソリンスタンドの従業員が行う必要がありますので、購入する際は依頼しましょう。

